

7川健リ企第588号
令和8年1月14日

川崎市認定相談支援リーダー 各位
主任相談支援専門員 各位

川崎市健康福祉局
総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課長

令和7年度第1回川崎市主任相談支援専門員等連絡会の開催について（通知）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本市保健福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度から開催させていただいております「川崎市主任相談支援専門員等連絡会」について、今年度第1回を下記のとおり、開催することとなりました。

つきましては、各関係機関内で御周知いただき、関係職員に御出席をいただきたく存じます。

直前のお知らせとなりまして、大変申し訳ございません。

お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしく願いいたします。

1 川崎市主任相談支援専門員等連絡会について

主任相談支援専門員等は、障害者の相談支援において豊富な知識と経験を有しており、「人材育成」や「地域づくり」において、中核的な役割を發揮していくことが期待されます。中核的な役割を發揮していくことができるように、主任相談支援専門員自身が知識や技術を継続して研鑽することや、意見交換・情報共有を通して主任相談支援専門員同士のネットワークを構築すること、地域の相談支援従事者の育成に係る課題把握やその解決に向けた方策について検討すること、状況に応じた助言・指導等の在り方等を検討することを目的として開催します。

2 日時

令和8年1月26日（月） 14時30分～16時30分

3 場所

川崎市総合研修センター 研修室

（川崎市川崎区日進町5番地1 川崎市複合福祉センター2階）

4 内容（予定）

(1) 趣旨説明

(2) 意見交換等

今後の主任相談支援専門員等連絡会について

5 参加申込等

下記、申込フォームから参加申込をお願いいたします。

(申込フォーム URL) <https://logoform.jp/form/FUQz/1398389>

(申込締切) 令和8年1月21日(水)



6 その他

(1) 川崎市主任相談支援専門員等連絡会設置要綱の制定について

昨年度に開催しました本会におきまして御検討いただきました「川崎市主任相談支援専門員等連絡会設置要綱」につきまして、令和7年12月1日付で制定しました。つきましては、今年度以降に御依頼させていただき、本会への出席や今後御協力いただく活動等につきましては、当該要綱に基づき、お願いをさせていただきますので、御理解と御協力の程、よろしくをお願いいたします。

(2) 令和7年度第2回川崎市主任相談支援専門員等連絡会の開催について

本会について、令和7年度第2回を次のとおり開催予定です。お忙しいところ恐縮ですが、御予定の確保をお願いしたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

日時：令和8年3月13日(金) 午後(13時30分～16時30分)

場所：川崎市医師会館(川崎市中原区小杉町3丁目26番7)

(障害者支援担当 橋本)

電話 200-3197

メール 40rikikak@city.kawasaki.jp

川崎市主任相談支援専門員等連絡会設置要綱

(目的)

第1条 主任相談支援専門員等の資質の向上と、相談支援専門員同士はもとより、多様な主体との連携や地域の相談支援従事者の人材育成を推進し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的として、川崎市主任相談支援専門員等連絡会（以下、「連絡会」という。）を設置する。

(協議事項及び活動)

第2条 連絡会の協議事項及び活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害児・者の相談支援の質の向上のための相互支援
- (2) 障害児・者の相談支援に関する情報収集・情報発信
- (3) 障害児・者の相談支援のための啓発・権利擁護
- (4) 障害児・者の相談支援における人材育成
- (5) 障害児・者の相談支援における中核的人材のネットワーク構築
- (6) その他、目的を達成するために必要なこと

(構成員)

第3条 連絡会は、川崎市内の事業所等に所属する主任相談支援専門員及び川崎市認定相談支援リーダー（旧：川崎市主任相談支援専門員）、川崎市職員をもって構成する。

(幹事会)

第4条 連絡会の運営及び活動が目的に沿って円滑に行われるよう、必要な検討と調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、連絡会の構成員から選任された者とする。
- 3 幹事の選任は、立候補制とし、概ね5人とする。
- 3 幹事の任期は、2年とする。なお、再任は妨げないものとする。

(事務局)

第5条 連絡会の事務局は、川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、適宜開催する会議において、検討及び協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。